

令和5年度 一般貸切旅客自動車運送適正化事業に係る事業計画

一般財団法人東北貸切バス適正化センター

当適正化センターでは、一般貸切旅客自動車運送事業者の営業所への巡回指導業務を中心に実施し、「安全・安心な貸切バスの運行の実現」に向け、国の監査機能の補完の役割を担い、適正化実施機関として責務を果たすために東北運輸局並びに関係団体との連携を図り、貸切バス事業の適正化を推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図ることを目的に以下の事業を遂行する。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回等指導の実施計画を立て、適正かつ公正に行うとともに、改善を必要とする事業者に対しては、きめ細かな指導を実施する。
令和5年度については、管轄区域内に存する巡回対象営業所(国が監査を実施した又は実施する予定の営業所を除く。)の100%にあたる435営業所を実施することとする。(巡回等指導実施計画数は下表)
2. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、薬物使用運転、過労運転、速度超過等を防止する啓発活動を行う。
3. 一般貸切旅客自動車運送事業者に対し、関係法令等の周知を行うことにより、コンプライアンス体制の確立を図る。
4. 一般貸切旅客自動車運送事業者以外の者による、一般貸切旅客自動車運送事業を営む行為の防止を図るための啓発活動を行う。
5. 旅客から寄せられる苦情等の受付に対応し、適切、迅速な処理に努め、事業者指導等を行う。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の育成を図るための研修を行う。

巡回指導実施計画表

月	巡回実施可能日数	実施営業所数	県毎の実施営業所数	備考
4月	20日	30カ所	青森8. 岩手4. 秋田4. 宮城6. 山形3. 福島5	
5月	20日	27カ所	青森7. 岩手5. 秋田6. 宮城2. 山形2. 福島5	
6月	22日	46カ所	青森10. 岩手9. 秋田5. 宮城12. 山形3. 福島7	
7月	20日	45カ所	青森14. 岩手8. 秋田4. 宮城8. 山形4. 福島7	
8月	19日	37カ所	青森6. 岩手10. 秋田3. 宮城8. 山形2. 福島8	
9月	20日	49カ所	青森4. 岩手10. 秋田6. 宮城8. 山形11. 福島10	
10月	21日	47カ所	青森10. 岩手11. 秋田6. 宮城4. 山形7. 福島9	
11月	20日	46カ所	青森8. 岩手10. 宮城10. 山形7. 福島11	
12月	20日	33カ所	岩手6. 宮城16. 山形2. 福島9	
1月	19日	37カ所	岩手12. 宮城15. 福島10	
2月	19日	26カ所	宮城14. 福島12	
3月	20日	12カ所	岩手3. 山形2. 福島7	
計	240日	435カ所	青森67. 岩手88. 秋田34. 宮城103. 山形43. 福島100	

参考

※ 管内事業者の営業所総数(令和5年2月1日現在)・・・484営業所

※ 管内事業者の車両総数 (令和5年2月1日現在)・・・4,640両

※ お盆期間及び年末年始の期間を含む、8月・12月・1月は巡回可能日数を少なく設定しています。